



深谷市

# 老朽化した危険な空き家・無接道の空き家の除却費用を補助します！

令和5年度より、空き家の除却（解体）費用に対する補助制度を開始しました。空き家の解体、購入予定のかたは制度利用をご検討ください。なお、補助金の活用を希望されるかたは事前にご相談ください。

## 1 危険空家等解体補助金

【補助金の対象となる空き家の要件】

昭和56年5月31日以前に建築され、不良住宅に判定された空き家  
※ 不良住宅の判定は、事前調査に基づき、市で判定を行います。

補助する金額・・・上限80万円

※ 補助対象費用の5分の4又は床面積1㎡につき2万円を乗じた額のいずれか低い額

【補助金の対象となるかたの要件】

- ① 空き家の所有者 かつ
- ② 住民税非課税世帯のかた



※不良住宅のイメージ

## 2 無接道空家等解体補助金

【補助金の対象となる空き家の要件】

接道要件が理由で再建築不可となる敷地上にある空き家

補助する金額・・・上限50万円

※ 補助対象費用の2分の1又は床面積1㎡につき2万円を乗じた額のいずれか低い額

【補助金の対象となるかたの要件】

- ① 接道している隣地の所有者 かつ
- ② 空き家と土地を購入されるかた



※無接道敷地の例

### 【注意事項】

事前調査申込受付期間・・・令和5年7月3日から令和5年10月31日

補助金申請の際には、事前調査が必要になりますので、まずは下記の問い合わせ先までご相談ください。

※ 予算額に達し次第、補助金の受付を終了します。

### ★問い合わせ先★

深谷市役所 自治振興課（市役所本庁舎2階21番窓口）

TEL:048-574-8597 FAX:048-501-5222

※ 補助制度の詳細や申請書等については深谷市ホームページまたは、補助金の手引き（冊子）をご覧ください。

深谷市役所 空き家に関する補助制度のページ二次元コード →

